

墓地整備基本計画(案)

2020年12月

神栖市

墓地整備基本計画(案) 目次

第1章 計画経緯

1. はじめに
2. 検討の経緯
3. 墓地整備状況
4. 墓地需要予測
5. 新規墓地整備
6. 神栖市人口ビジョン
7. 整備方針
8. 合葬墓整備のメリット

第2章 敷地概要

【海浜公園墓地】

1. 概要
2. 整備状況

【公園墓地松濤園】

1. 概要
2. 整備状況

第3章 基本方針

【合葬墓 / 海浜公園墓地】

1. 規模算定
2. 計画地
3. 配置計画
4. 保管・埋蔵方法
5. 関連法令等

【普通墓 / 公園墓地松濤園】

1. 規模算定
2. 計画地
3. 関連法令等

第4章 検討計画案

【合葬墓 / 海浜公園墓地】

1. コンセプト
2. イメージパース
3. 配置・平面・断面イメージ
4. 予算計画書

【普通墓 / 公園墓地松濤園】

1. コンセプト
2. 配置イメージ
3. 予算計画書

第5章 整備スケジュール

第 1 章 計画経緯

第1章 計画経緯

1. はじめに

本市では、これまで海浜公園墓地を含めた市内10ヶ所において、4,608区画の整備を進めるとともに、地区墓地の整備に対する補助事業などを実施し、市民の墓地需要に応じてきました。

しかしながら、本格的な超高齢社会の到来、少子化、核家族化の進展など、社会情勢は大きく変化しており、平成29年度に実施した墓地に関する市民意識調査の結果においては、市民の墓地に対する価値観は多様化していることが伺えます。今後は市民の墓地形態に対する意識の変化やニーズを踏まえながら、安心して利用できるような墓地を適切に供給していくことが必要となります。

本整備基本計画は、このような課題の解決を図り、墓地の適切な供給に向け、将来の墓地需要の推計を行いながら、本市の目指すべき墓地整備の基本方針を定め、整備の形態や区画数、スケジュールなどを計画するものです。

2. 検討の経緯

神栖市では過去3年間にわたり、市内における墓地の整備状況・墓地に対する市民の意識や需要予測を行ってきました。墓地整備に関する主な検討の経緯は以下の通りです。

平成29年度	墓地に関する市民意識調査
平成30年度	墓地需要予測
令和元年度	墓地整備基本構想策定
令和2年度	墓地基本計画策定、パブリックコメント実施

第1章 計画経緯

3. 墓地整備状況

神栖市の市営墓地は現在 10 箇所あり、総区画数 4,251 基、空区画数 599 基となります(令和 2 年 1 月時点)。1 年間の申込数は、直近 5 年間の平均で 45 区画程度です。市民のニーズに対して十分な供給量を確保できているとは言い難い状況です。

墓地名称	墓地種別	区画数	空き区画
横瀬墓地	市営	81	0
長峰共同墓地	市営	62	1
日川共同墓地	市営	59	1
知手柳堀浜墓地	市営	30	0
居切墓地	市営	357	292
居切第二墓地	市営	357	9
大野原北団地墓地	市営	116	2
大野原墓地	市営	186	1
公園墓地松濤園	市営	556	9
海浜公園墓地	市営	2,804	576
計		4,608	891
居切墓地を除外		4,251	599

上記結果となります、居切墓地については震災により使用不可で有る為、実質は区画数 4,251 区画、空区画 599 区画でとなりますが、居切墓地の移転残数が他の市営墓地へ移ると考えると、更に空区画が減少します。

また、これまで使用してきた墓地を返還するケースもあります。墓じまい、改葬等様々な理由があると思われませんが、返還された区画は再度、墓地を希望する方が利用出来るため、数の把握も重要となります。

第1章 計画経緯

墓地返還数（5箇年）

単位：区画

墓地名称	H26	H27	H28	H29	H30
横瀬墓地	0	0	0	0	0
長峰共同墓地	0	0	0	0	1
日川共同墓地	0	0	0	0	1
知手柳堀浜墓地	0	0	0	0	0
居切墓地	30	19	23	29	43
居切第二墓地	0	0	1	0	0
大野原北団地墓地	0	1	0	0	1
大野原墓地	0	0	0	0	1
公園墓地松濤園	2	3	6	6	2
海浜公園墓地	7	6	13	12	8
合計	39	29	43	47	57
居切墓地を除外	9	10	20	18	14

居切墓地を除外した5箇年の平均返還数は14区画/年です。

墓地申込数（5箇年）

単位：区画

墓地名称	H26	H27	H28	H29	H30
横瀬墓地	2	0	0	0	0
長峰共同墓地	0	0	0	0	0
日川共同墓地	2	0	0	0	0
知手柳堀浜墓地	0	0	0	0	0
居切墓地	0	0	0	0	0
居切第二墓地	11	1	3	1	0
大野原北団地墓地	0	0	0	0	0
大野原墓地	0	0	0	0	0
公園墓地松濤園	3	3	2	5	0
海浜公園墓地	39	42	32	39	40
合計	57	46	37	45	40

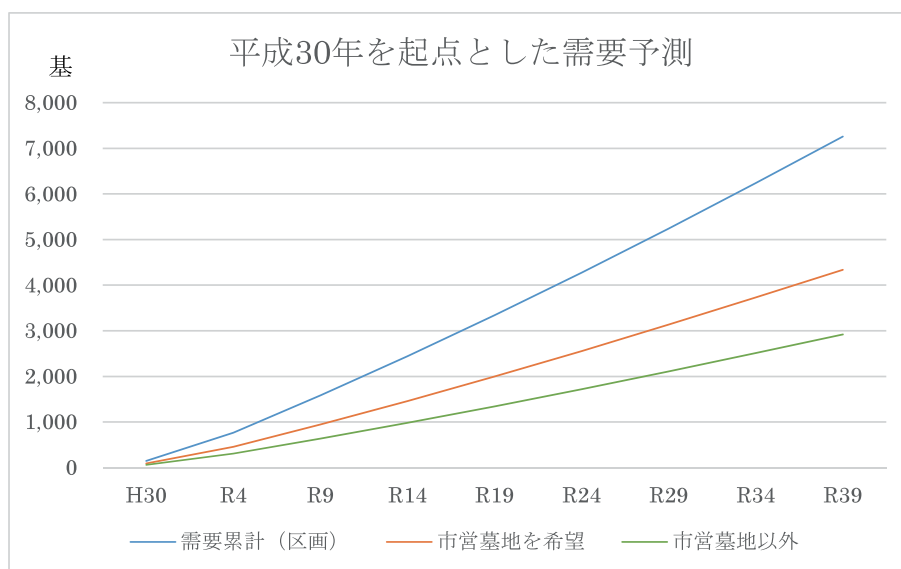
※居切第二墓地については居切墓地からの移設者は除く

1年間の申込数は、直近の5年間の平均で45区画程度です。

第1章 計画経緯

4. 墓地需要予測

平成30年に実施した「神栖市墓地需要予測」と、平成29年10月実施の「神栖市墓地に関する市民調査【集計結果】」問10の「あなたが希望する墓地は次のどれですか」の「1.市営墓地」の回答59.8%が市営霊園の需要割合と考えると、墓地需要数累計の伸びは、下のグラフの通りです。



平成30年を起算とする、累計需要数と希望する墓地の割合は下表のとおりです。

墓地需要数の累計

単位：区画

和暦	需要累計(区画)	市営墓地を希望	市営墓地以外
平成30年	150	89	61
令和4年	768	459	309
令和5年	927	554	373
令和6年	1,088	650	438
令和9年	1,582	946	636
令和14年	2,441	1,459	982
令和19年	3,339	1,996	1,343
令和24年	4,274	2,555	1,719
令和29年	5,243	3,135	2,108
令和34年	6,239	3,730	2,509
令和39年	7,256	4,339	2,917

第1章 計画経緯

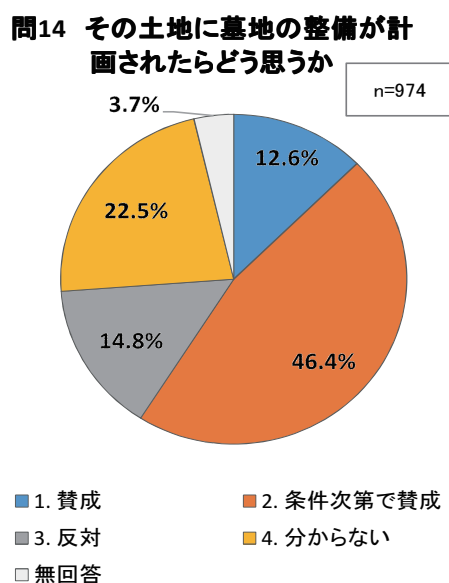
実績として、1年間の申込数は、直近の5年間の平均で45区画程度です。一般に、需要予測の数値は実際の数字よりも大きくなる傾向があります。市営墓地の空き区画が599区画であることを考えると、需要予測の数字を採用し、599区画を89区画/年で割ると約7年となり、市営墓地は令和6年頃、墓地区画の供給ができなくなります。

また、直近5箇年の市営墓地申し込み数の平均値（45区画/年）を採用し、599区画を45区画/年で割ると約13年となり、市営墓地は令和12年頃に空き区画が無くなります。

5. 新規墓地整備

墓地区画供給不足に対応する選択肢として市営墓地の新設が考えられます。平成29年度実施「神栖市墓地に関する市民意識調査」において、新規市営墓地建設に関するアンケートを行いました。新たな土地の取得や新規建設に対して市民の積極的な賛成は非常に少ない結果となりました。また、『条件次第で賛成』が46.4%と多数の意見がありましたが、全員を満足させる整備計画の策定は困難であり、整備コストや整備期間等の面で現実的な選択とは考えられず、既存市営墓地内で課題に対応することが望ましいという結論に至りました。

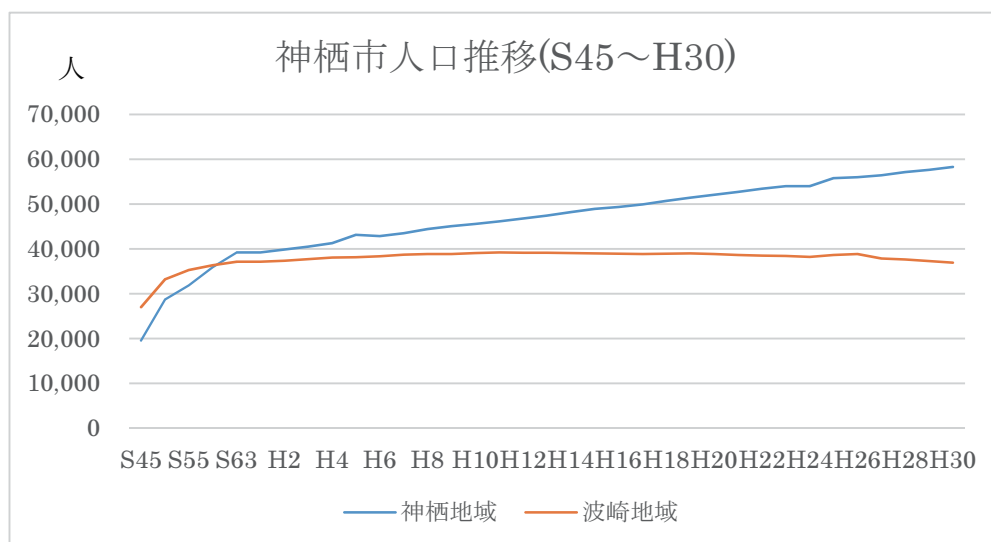
問14 あなたのお住まいの近隣に墓地整備が可能な土地があると仮定してお答え下さい。
その土地に墓地の整備が計画されたらどう思いますか。



< 平成29年度実施「神栖市墓地に関する市民意識調査」問14 アンケート結果 >

6. 神栖市人口ビジョン

「神栖市人口ビジョン」の「神栖市人口推移（S45～H30）」から、神栖地域（旧神栖町）が波崎地域よりも人口増加傾向が高く、今後墓地需要も高まることが想定されるため、特に神栖地域にて墓地区画を確保することが望まれます。



7. 整備方針

以上の現状把握・分析を踏まえると、神栖市においては既存市営墓地内で慢性的な墓地区画不足や継続的な墓地需要、少子高齢化や家族観の変化など社会情勢に大きく影響を受けて浮き彫りになった墓守などの維持管理問題や承継問題等の墓地環境を取り巻く問題に対応することが望まれます。特に神栖地域では今後の墓地需要が大きいことを考慮し、より効率的な墓地供給形式を検討する必要があります。

従来から行っている新規区画の拡張整備が供給形式のひとつとして挙げられますが、市営墓地は殆どが整備完了済みで、住宅地に隣接しているなどが理由で拡張は困難な状況です。新規墓地区画整備が可能である墓地は整備継続中である海浜公園墓地と約 1,300 m²程度の公園区画がある公園墓地松濤園となります。

これらの現状を総合的に判断し、神栖地域の既存墓地において、限られた区画を効率的に利用でき、管理及び承継者の問題に対応できる循環型墓地である合葬墓の整備計画は条件を満たす海浜公園墓地において進め、一定のニーズがある普通墓については公園墓地松濤園に整備する方針とします。

8. 合葬墓整備のメリット

(1) 合葬墓の定義

「合葬墓」と一般的に呼ばれる墓形態は、法令等においては定義がなく、形状や利用方法は様々なものとなっています。神栖市では墓地の在り方を検討する過程で合葬墓を以下のように定義しています。

- 合葬墓：「納骨堂」と「合祀墓」（複数の人の遺骨を同じ建物内に安置）からなる施設とします。
- 「納骨堂」と「合祀墓」は一体的なものとしてします。
- 納骨された焼骨は骨壺の状態で、使用期限まで「納骨堂」にて保管。期限経過後、焼骨は「合祀墓」に複数の人の遺骨と共に埋蔵されるものとしてします。



地上に納骨堂、地下に合祀墓の「合葬墓」の例



土中カロートに合祀埋葬する「樹木葬」の例



地下に納骨堂、地下に合祀墓の「合葬墓」の例

(2) 合葬墓整備のメリット

墓地整備状況や申込数の実態、需要予測などを総合的に勘案すると、神栖市においては近い将来に墓地区画が需要に対して不足する恐れがあるため、新たな墓地区画整備を進めていきます。その際に一般的な普通墓の区画だけでなく、新たな墓地形態である前述の「合葬墓」の整備を進めていきます。合葬墓の特徴やメリットは以下のように考えられます。

①多様な価値観に対応

少子高齢化や核家族化の進展等により、墓地の維持管理や承継に不安を感じる世帯が増えています。また、多様な価値観が広がる中で一般的な墓石型の普通墓の形式にとらわれない合祀墓、納骨堂、樹木葬、自然葬など多様な墓地形式が広がりを見せています。納骨堂と合祀墓からなる合葬墓はこれらの多様な社会的ニーズに対応できます。

②承継者不足に対応

平成29年度実施「神栖市 墓地に関する市民調査」によると墓地の心配事については、「承継者はいるが負担をかけたくない」が最も多く、次いで「承継者がいない又は今後いなくなるかもしれない」となっています。合葬墓では、納骨された焼骨は骨壺の状態で使用期限まで「納骨堂」にて保管、期限経過後「合祀墓」に複数の人の遺骨と共に埋蔵されます。承継者が不在である世帯や負担をなるべく軽減したい世帯にとっても有効な選択肢であると考えられます。

③維持管理の手間が少ない

合葬墓において、利用者は一般的に清掃などの維持管理を必要としません。利用者のみならず承継者への負担も軽減できます。

④より多くの利用者に提供可能 / 墓地区画の有効利用

普通墓は一般的に1区画約4～6㎡とそれなりの広さが必要です。神栖市の市営墓地の空き区画・空地は年々減少していて、より効率的な墓地形式にて整備する必要があります。合葬墓はロッカー等によりお骨を保管するため、同じ面積でもより多くの方に利用いただくことができます。

⑤普通墓に比べ安価な費用で利用可能

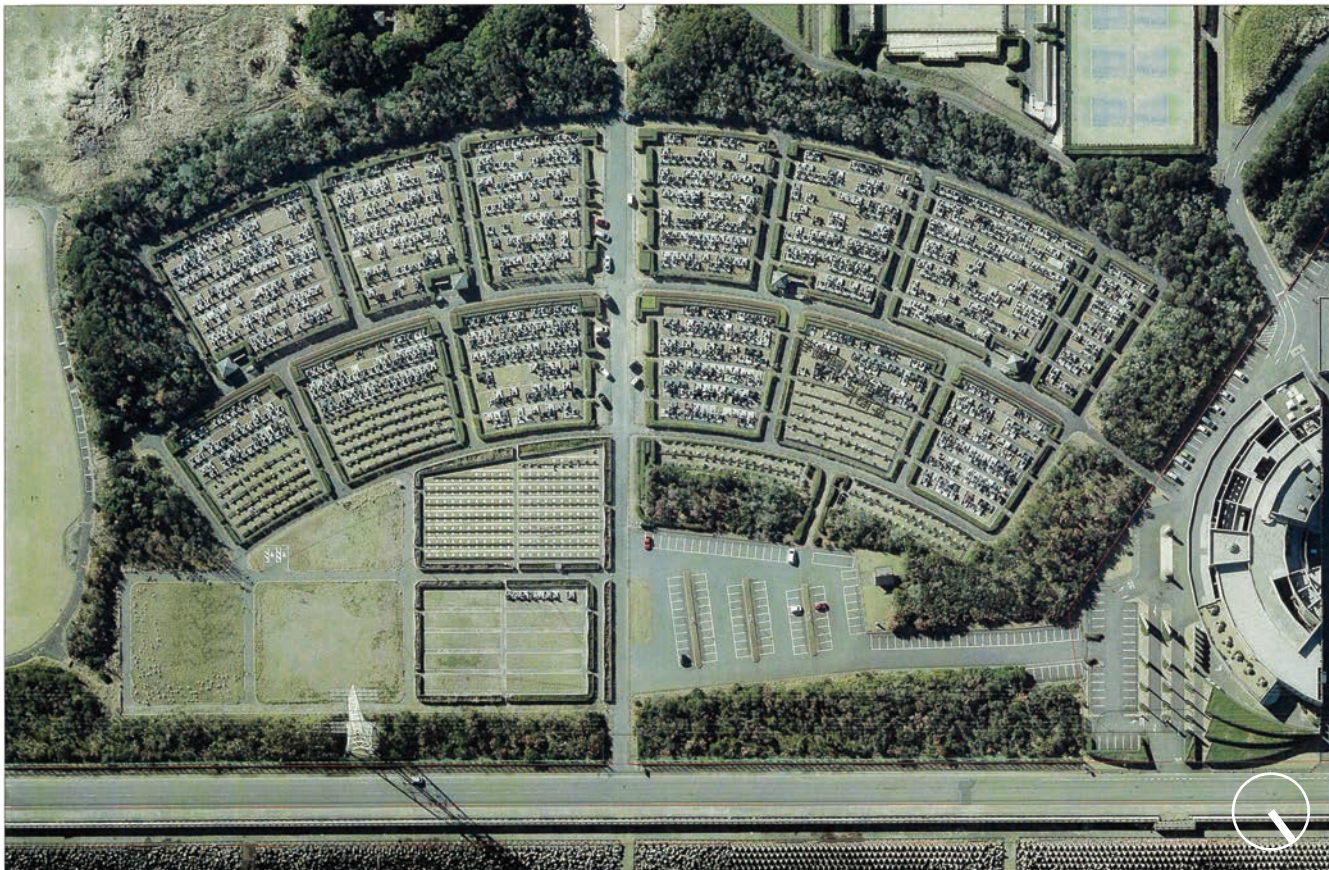
合葬墓は普通墓とは異なり、墓石等の購入によるお墓建立費用や毎年の管理料がかからず、使用料のみで利用可能となります。

第 2 章 計画敷地概要

第2章 計画敷地概要

【海浜公園墓地】

1. 概要



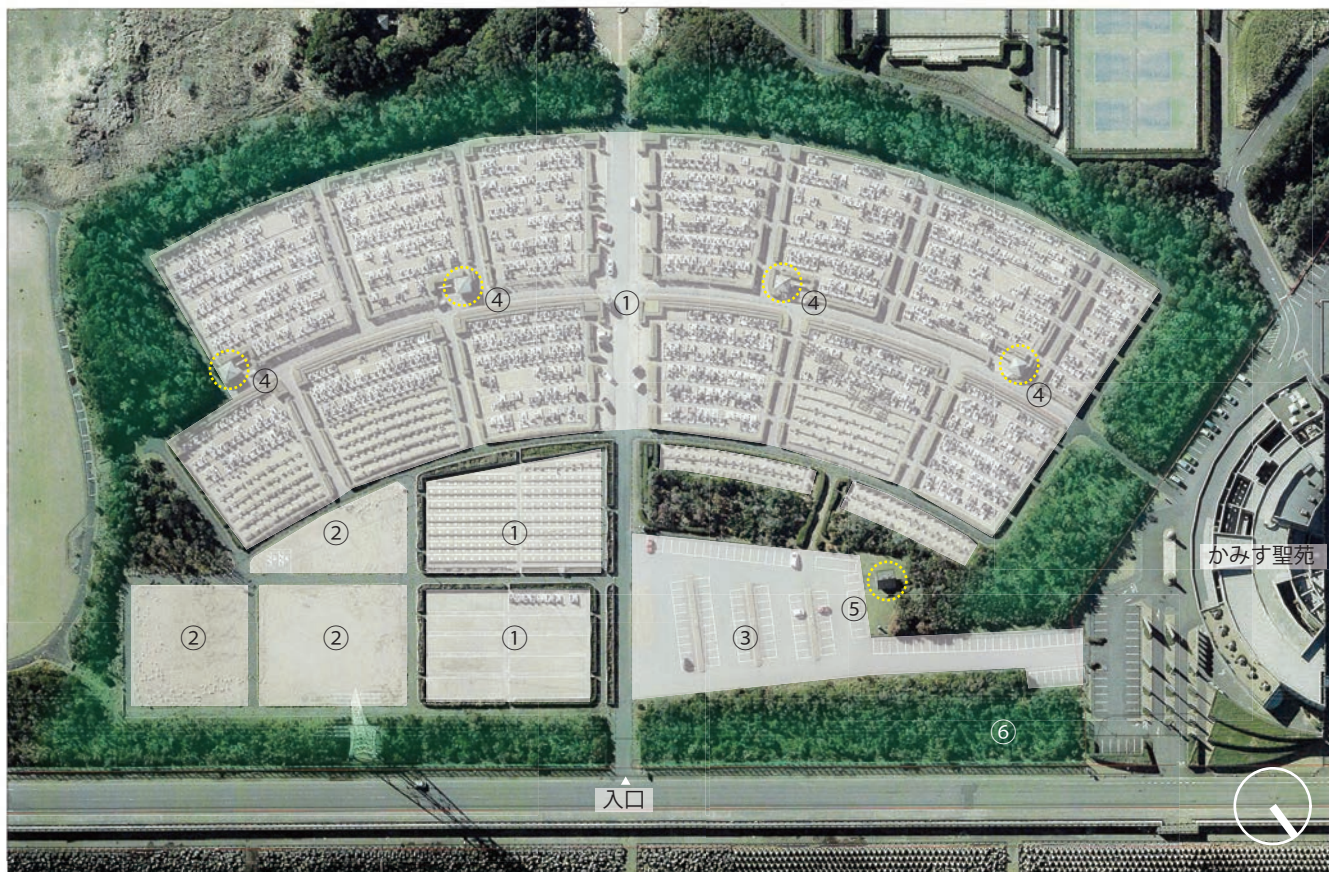
住居表示	神栖市南浜1-3
敷地面積	73,992.87 m ²
用途地域	準工業地域
容積率	200%
建蔽率	60%
道路斜線制限適用距離	20m
道路斜線制限勾配	1:1.5
隣地斜線制限適用高さ	高さ>31m
隣地斜線制限勾配	1:2.5
日影規制対象	高さ>10m
日影規制時間	5h-3h



海浜公園墓地内の風景

- 太平洋に面する約7.3ヘクタールの墓地。
- 神栖市の火葬場であるかみす聖苑に隣接。
- 約2800の墓地区画を供給。

2. 整備状況



① : 普通墓区画

② : 未整備区画

③ : 一般駐車場 (116 台)

④ : 東屋

⑤ : トイレ

⑥ : 防風林・植栽帯

・普通墓(墓石を立て、その下のカロート内に骨壺を納める形式の墓)が整備されています。

・今後整備可能な空地が限られるため、需要に対して十分な区画提供ができない可能性が生じています。

・駐車場からやや遠い区画もあり、駐車場増設計画等の全体的な動線計画を再度検討する必要があります。

・隣接して運動公園等が整備されているため、周囲とは一定の物理的・心理的な緩衝帯が必要です。現状では整備済の防風林がその役割を果たしています。

第2章 計画敷地概要

【公園墓地松濤園】

1. 概要



住居表示	神栖市波崎 6718-4
敷地面積	11,956 m ²
用途地域	市街化調整地域
容積率	200%
建蔽率	60%
道路斜線制限適用距離	20m
道路斜線制限勾配	1:1.5
隣地斜線制限適用高さ	高さ>20m
隣地斜線制限勾配	1:1.25
日影規制対象	高さ>10m
日影規制時間	5h-3h



公園墓地松濤園内の風景

- ・約 1.2 ヘクタールの墓地。
- ・敷地中央付近に公園区画がある。
- ・約 600 の墓地区画を供給。

第2章 計画敷地概要

2. 整備状況



- ① : 普通墓区画
- ② : 公園区画
- ③ : 一般駐車場 (24 台)
- ④ : 東屋
- ⑤ : トイレ・管理棟

- ・普通墓 (墓石を立て、その下のカロート内に骨壺を納める形式の墓) が整備されています。
- ・敷地中央に公園区画があり、墓地として整備することは可能です。
- ・東屋やトイレなどが老朽化していて、改築の検討を進めます。

第 3 章 基本方針

第3章 基本方針

【合葬墓 / 海浜公園墓地】

1. 規模算定

合葬墓の施設規模を設定するにあたり、合葬墓（納骨堂＋合祀墓）に納める基数を需要予測や市民意識調査をもとに算出します。

○市営墓地需要数

・平成30年度実施「神栖市墓地需要予測」から、平成30年を起算とした市営墓地需要予測は令和39年で累計4,339基です。

⇒

平成30年～令和39年の平均需要数は、 $4,339/40=108$ 基/年となります。

○納骨堂需要数

・平成29年度実施「墓地に関する市民意識調査」にて、合葬墓について下記の回答を得ています。

「積極的に設置すべき」：28.2%

「承継者いなければやむを得ない」：55.9%

「積極的に設置すべき」と回答した方が合葬墓を利用し、「承継者いなければやむを得ない」の70%が合葬墓を利用すると見込み、1年あたりの必要な納骨堂の基数は、 $108 \times (0.282 + 0.559 \times 0.7) = 73$ 基となります。

・20年間納骨堂にお骨を管理、期限後は合祀墓に埋葬するものとします。

⇒

納骨堂規模は（年間必要基数）×（基本的保管年数）で算出できることから、 $73 \times 20 = 1,460$ 基となります。

○合祀墓需要数

・「建築物の耐久計画に関する考え方」（社）日本建築学会によれば、公共施設における物理的耐用年数は60年です。

物理的耐用年数とお骨の管理期間の関係から、納骨堂の入替サイクルは $60/20=3$ 回と見込みます。

合祀墓規模は（納骨堂規模）×（納骨堂の入替サイクル）で算出できることから、 $1,460 \times 3 = 4,380$ 体となります。

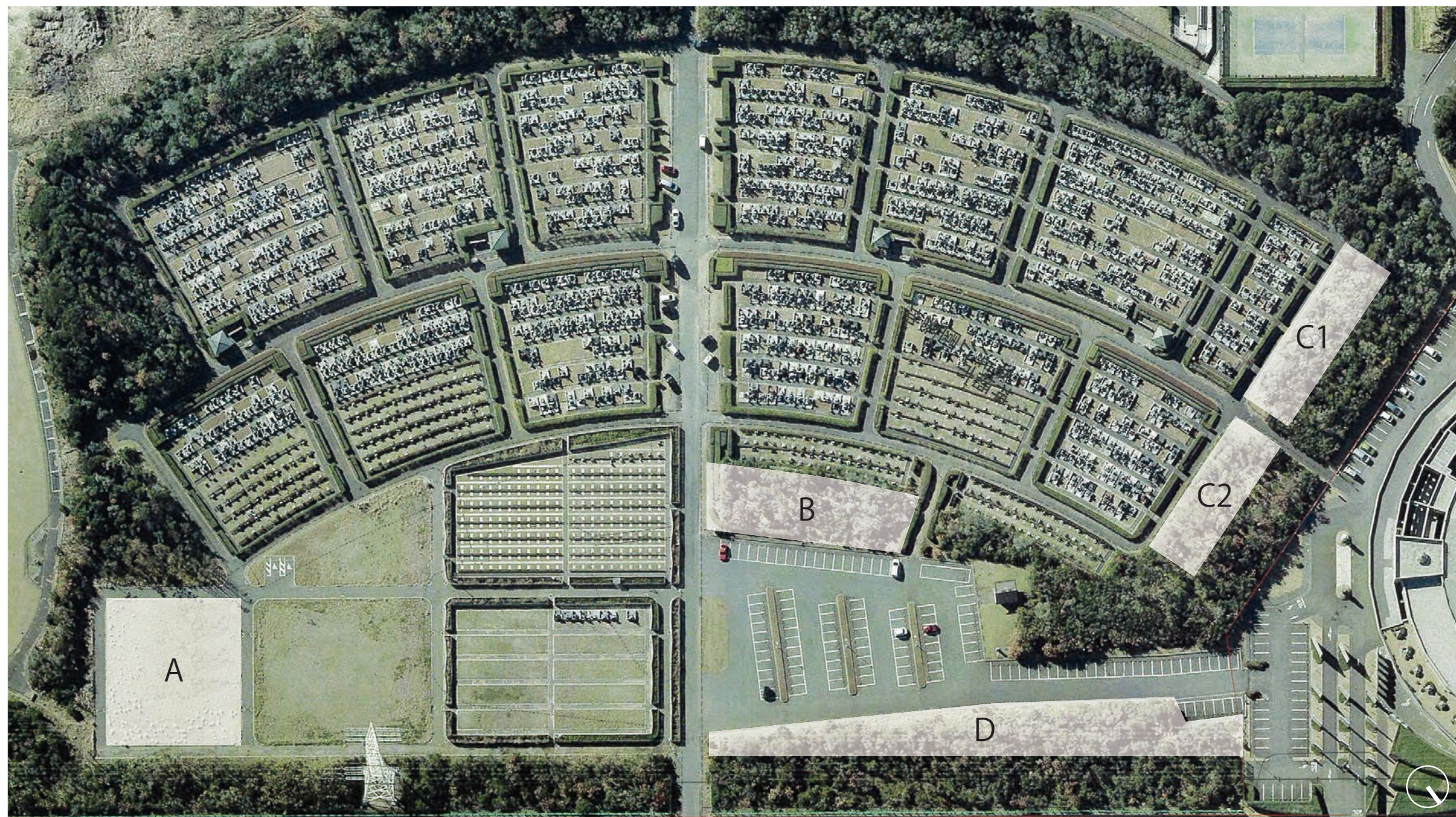
上記試算より、納骨堂：約1,500基程度・合祀墓 / 約4,500体程度の合葬墓の規模とします。

施設規模としては、延べ面積で約200～300㎡程度とする方向で今後検討を進めます。

2. 計画地

第2章にあるように、神栖市内の墓地整備状況から判断し合葬墓を海浜公園墓地内にて整備する方向を進めます。右図のように海浜公園墓地内で候補地を複数選定しましたが、調査段階において「D. 駐車場東側防風林エリア」については、省令において建設不可であることが判明したため、「A. 未整備区画（W区画）」、「B. 駐車場西側防風林エリア」、「C. かみす聖苑側防風林エリア」の3箇所にて比較検討を行いました。

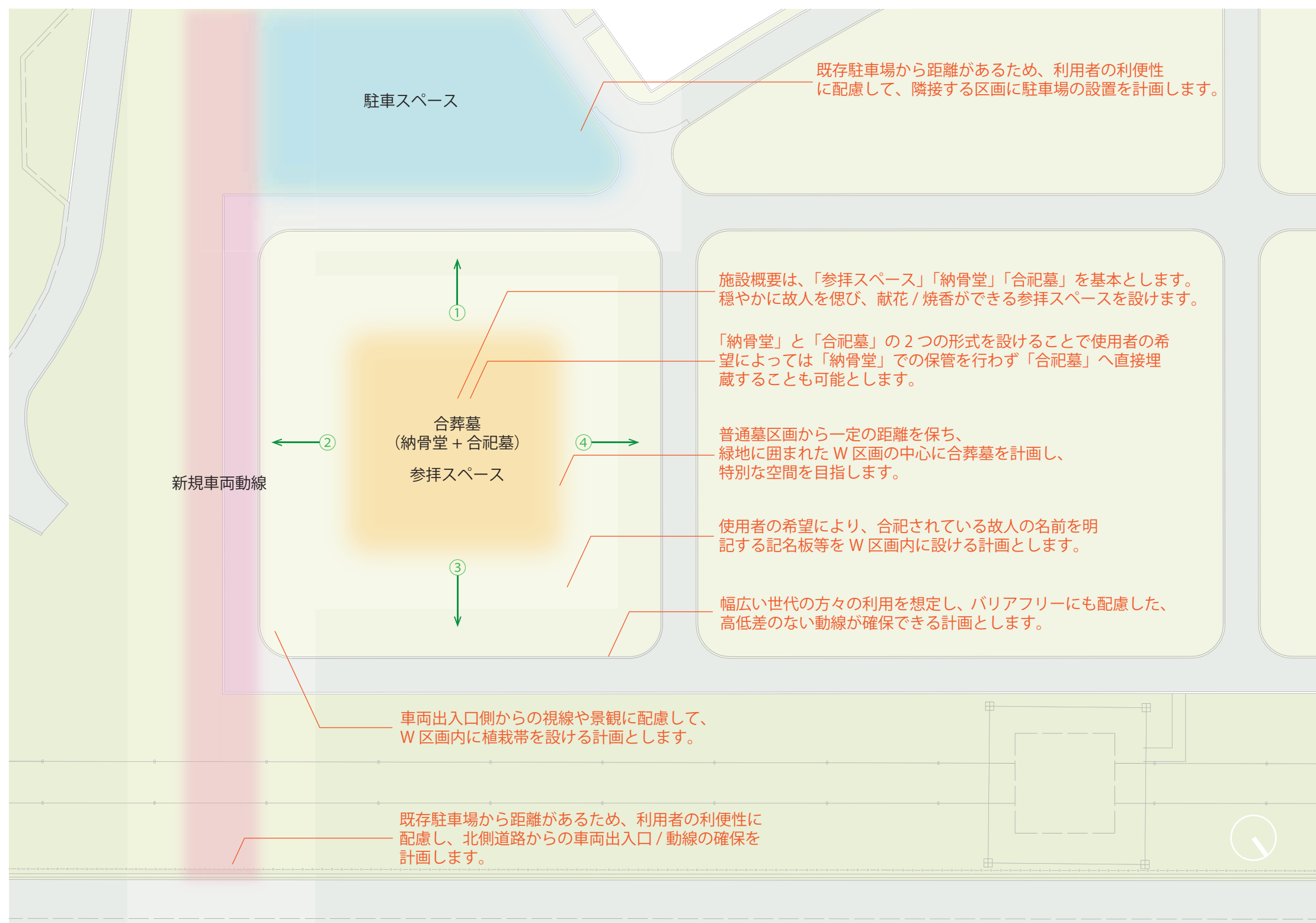
その結果、敷地が整形で十分な広さがあること等、総合的な観点から「A. 未整備区画（W区画）」を計画地として選定・計画を進めることとしています。



A. 未整備区画（W区画）	B. 駐車場西側防風林エリア	C. かみす聖苑側防風林エリア	D. 駐車場東側防風林エリア
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積：約 1,370 m² ・正方形のシンプルな敷地形状 ・普通墓区画とは一定の距離を保っている ・周囲が緑地に囲まれている 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積：約 980 m² ・横長の奥行き狭い敷地 ・既存駐車場 / 普通墓区画に隣接している 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積：約 780 m² / C:2 約 640 m² ・縦長で間口の狭い敷地 ・普通墓区画、かみす聖苑に隣接している ・かみす聖苑、既存駐車場側を緑地帯が覆っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気設備に関する技術基準を定める省令」により、建築不可

	A. 未整備区画 (W 区画)		B. 駐車場西側防風林エリア		C. かみす聖苑側防風林エリア	
候補敷地						
法令への適否	◎	建築可能	◎	建築可能	◎	建築可能
敷地広さ	◎	約 1,370 m ²	△	約 980 m ²	△	C1: 約 780 m ² / C2 約 640 m ²
敷地形状	◎	ほぼ正方形で計画しやすい	△	横長の敷地で奥行きが狭いため、配置や動線計画に制限あり	△	縦長の敷地のため、配置や動線計画に制限あり
駐車場の確保	◎	敷地内及び、隣接した緑地に計画可能	○	区画内に既存駐車場と一体で計画可能	○	敷地東側緑地に増設可能
市街地からのアクセス	○	既存駐車場から遠いが、進入路の計画が可能	◎	既存駐車場から近く、アクセスは良好	◎	既存駐車場から近く、アクセスは良好
かみす聖苑からのアクセス	△	かみす聖苑から遠く、直接納骨する場合は手間がかかる可能性がある(ただし、一般的に火葬場から直接納骨のケースは少ない)	○	かみす聖苑から近く、アクセスは良好	◎	かみす聖苑から近く、アクセスは良好
防風林への影響	◎	防風林を損ねることなく計画可能	◎	防風林を損ねることなく計画可能	◎	防風林を損ねることなく計画可能
景観への配慮	◎	緑地に囲まれており、墓地外から見えづらい	△	既存駐車場 / 普通墓区画に近く、周囲から見えてしまう可能性あり	△	かみす聖苑 / 普通墓区画に近く、周囲から見えてしまう可能性あり
既存墓地との親和性	◎	普通墓区画と一定の距離を保ち、圧迫感が少ない	△	普通墓区画との距離が近く、建物規模によっては圧迫感を与える	△	普通墓区画との距離が近く、建物規模によっては圧迫感を与える
コスト	◎	整備済区画のため、初期整備費が不要	△	緑地を整備するため、初期整備費が必要	△	緑地を整備するため、初期整備費が必要
墓地としての適格性	◎	故人を弔う場という本来の墓地の在り方を実現し易い敷地	○	既存駐車場や普通墓区画と距離が近く、静かに故人を弔う空間を作るには工夫が必要	○	かみす聖苑や普通墓区画と距離が近く、静かに故人を弔う空間を作るには工夫が必要
総合評価	◎	既存駐車場からやや離れるが、正方形のある程度ゆとりのある区画であり、計画の内容に柔軟に対応することができる	△	既存駐車場や普通墓区画から近く、アクセス面での利便性は高いが、敷地が狭い / 既存駐車場や普通墓区画に近い場合、周辺の環境に配慮する必要がある等、計画において制限が生じる	△	かみす聖苑や普通墓区画から近く、アクセス面での利便性は高いが、敷地が狭い / かみす聖苑や普通墓区画に近い場合、周辺の環境に配慮する必要がある等、計画において制限が生じる

3. 配置計画



W 区画 周辺写真



第3章 基本方針

4. 保管・埋蔵方法

(1) 納骨堂 保管期間

保管期間を20年と設定します。

(2) 納骨堂 保管方法

納骨堂での焼骨の保管方法としては「ロッカー形式」を想定しています。納骨のスペースにふさわしい設えとすることが可能で、利用者が安心して預けることができます。



納骨堂ロッカー式の事例

(3) 合祀墓 埋蔵方法

合祀墓での埋葬は、絹袋等に入った焼骨を建物躯体を利用した合祀室に納めることとします。

地下室や地下ピットを利用する場合は結露や湿気などの対策が必要なため、地上階での計画を検討します。



合祀室の事例

第3章 基本方針

5. 関連法令等

計画に関連する主な法令は以下の通りです。法令を遵守した計画を進めます。

(1) 都市計画法

- ・前願許可申請：昭和62年2月23日申請済

⇒前願申請から変更を行う本計画においては、開発変更許可申請が必要です。

(2) 建築基準法

- ・床面積10㎡を超える増築に該当するため、建築確認申請が必要です。
- ・開発変更許可後に確認申請の本受付が可能となります。

(3) 消防法

- ・納骨堂の防火対象物区分は「消防法施行令第6条別表十一項」の「神社、寺院、教会その他これらに類するもの」に相当します。
- ・本計画の納骨堂が無窓階（消防法施行規則第5条2項）の場合、消火器具、誘導灯が必要となります。

(4) 神栖市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 / 神栖市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の施行に関する規則

- ・納骨堂に該当するため、その周囲に相当の空地を有するとともに、独立した耐火構造の建物とし、かつ、納骨装置には施錠ができることが求められます。
- ・同様に、換気設備を設ける必要があります。

第3章 基本方針

【普通墓 / 公園墓地松濤園】

1. 規模算定

普通墓区画の規模を設定するにあたり、既存普通墓区画数及び想定整備エリアの面積をもとに算出します。

○既存普通墓区画数

・既存普通墓区画数は和風墓地が 220 区画、洋風墓地が 336 区画となり、洋風墓地の方が公園墓地松濤園の墓地区画数の多くを占めています。

○墓地区画面積

・墓地区画に必要な面積は和風墓地が 5.04 m²、洋風墓地が 4.05 m²となります。想定墓地整備エリアの面積は約 1,300 m²で、このエリアに可能な限りの墓地区画を確保します。

・現在では、墓地の様式は和風墓地よりも洋風墓地を望む傾向が見受けられるため、洋風墓地を多く設置できるように計画します。区画に必要な面積も洋風墓地の方が少ないため、洋風墓地を多く計画することで、設置できる区画数を多く確保でき、土地を有効に活用できると考えます。

2. 計画地

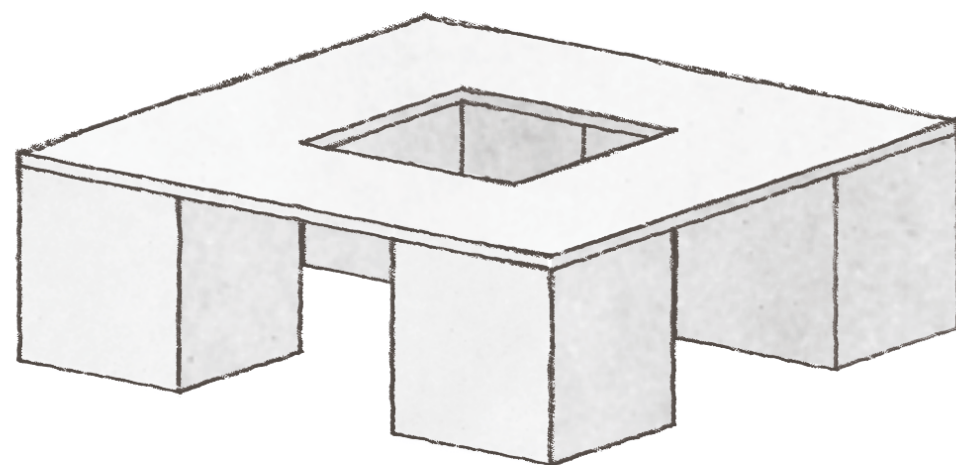


第1章にあるように、一定のニーズがある普通墓については公園墓地松濤園での整備を進めます。公園墓地松濤園敷地中央に約1,300㎡程度の公園区画があり、その区画を普通墓区画として整備を進めることとします。

第 4 章 検討計画案

【海浜公園墓地】

1. コンセプト

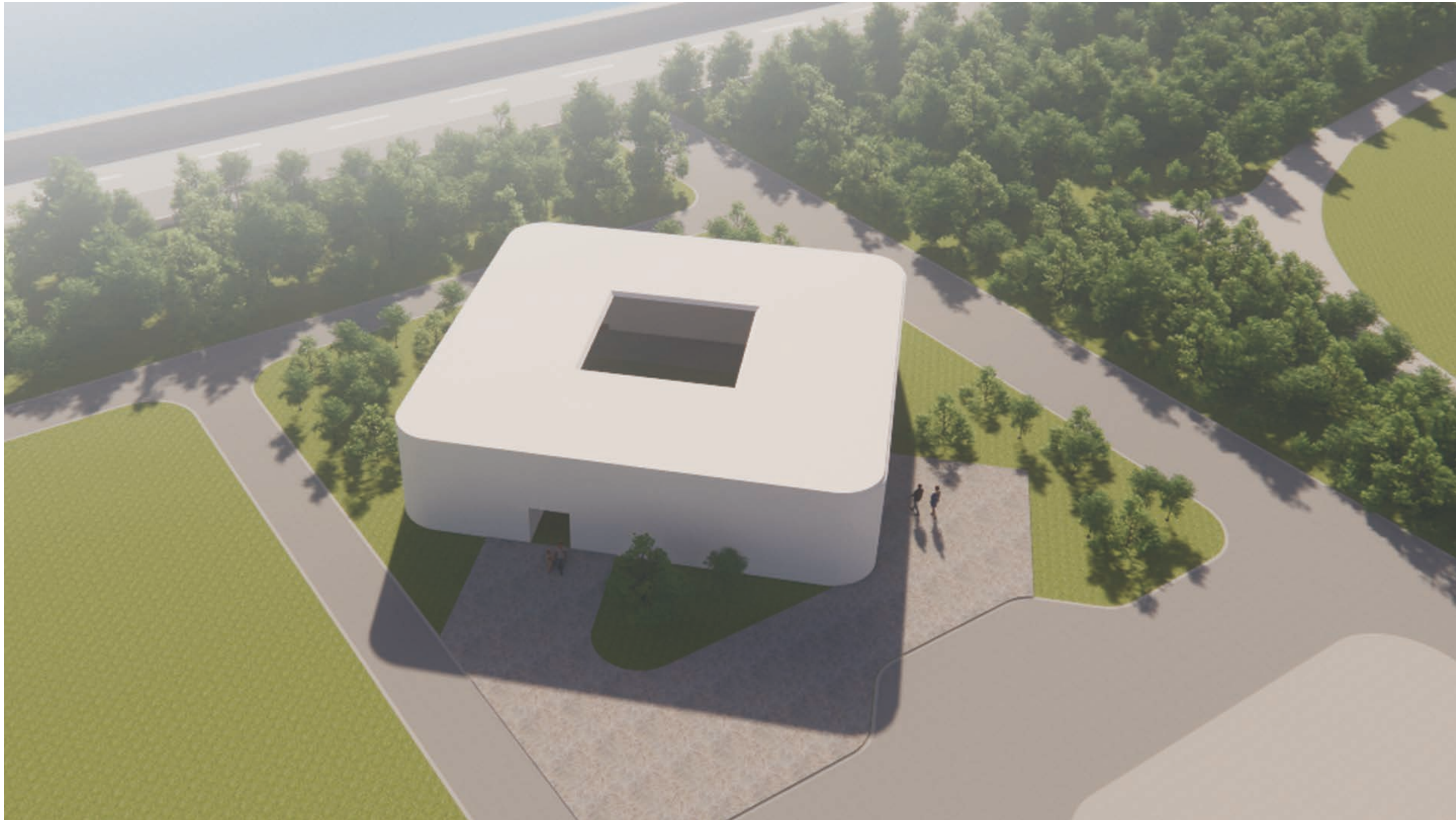


建物に優しく覆われた中庭で穏やかに故人を偲ぶことができる合葬墓計画です。

中庭上方の開口から光や風等を取り入れ、周囲の自然環境を感じられる

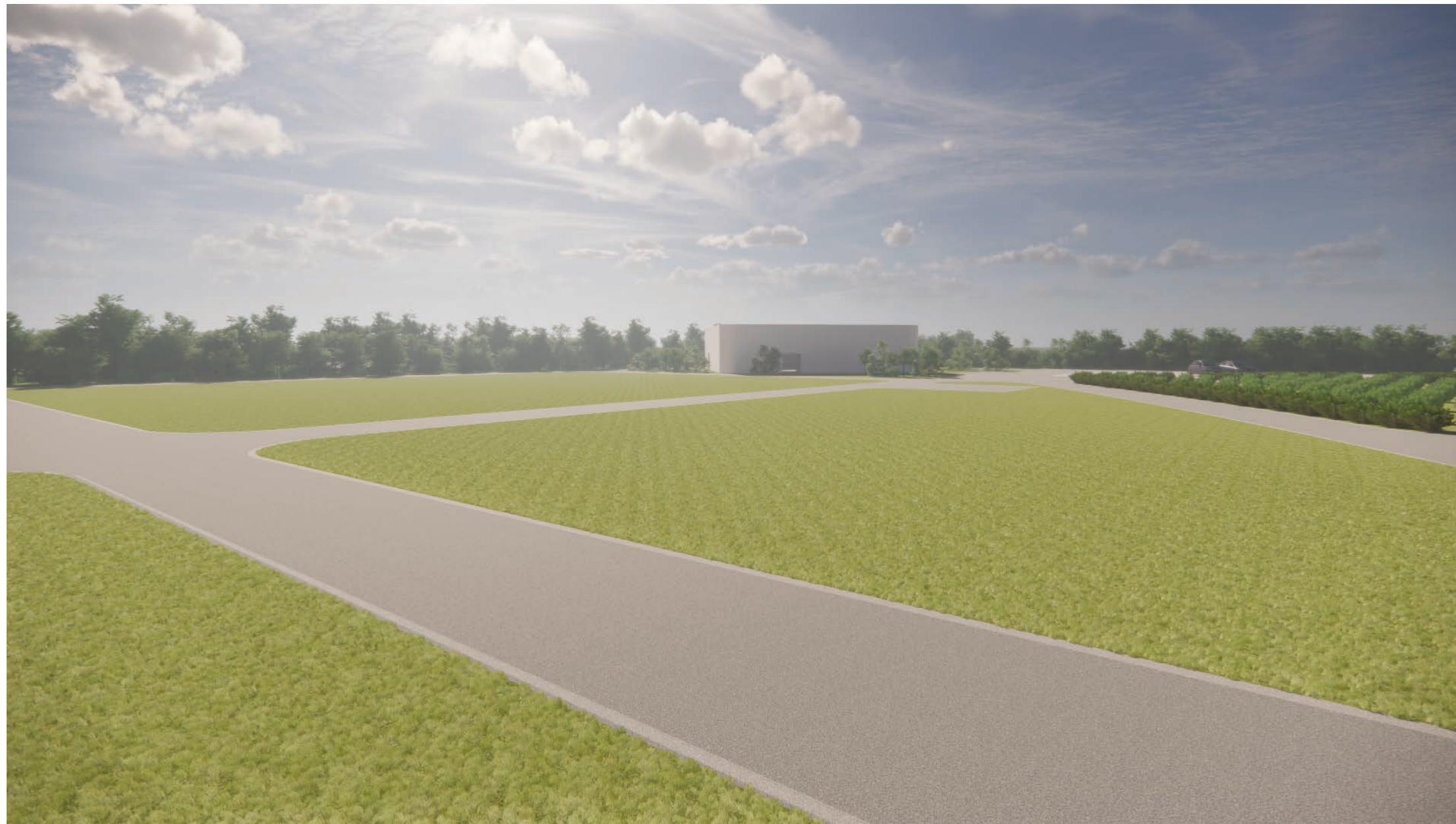
静謐な祈りの空間となります。

2. イメージパース



▲合葬墓 鳥瞰パース：中庭を建物が優しく覆い、落ち着いたある参拝スペースを計画します。

2. イメージパース



▲合葬墓 遠景パース（普通墓区画からの風景）

2. イメージパース



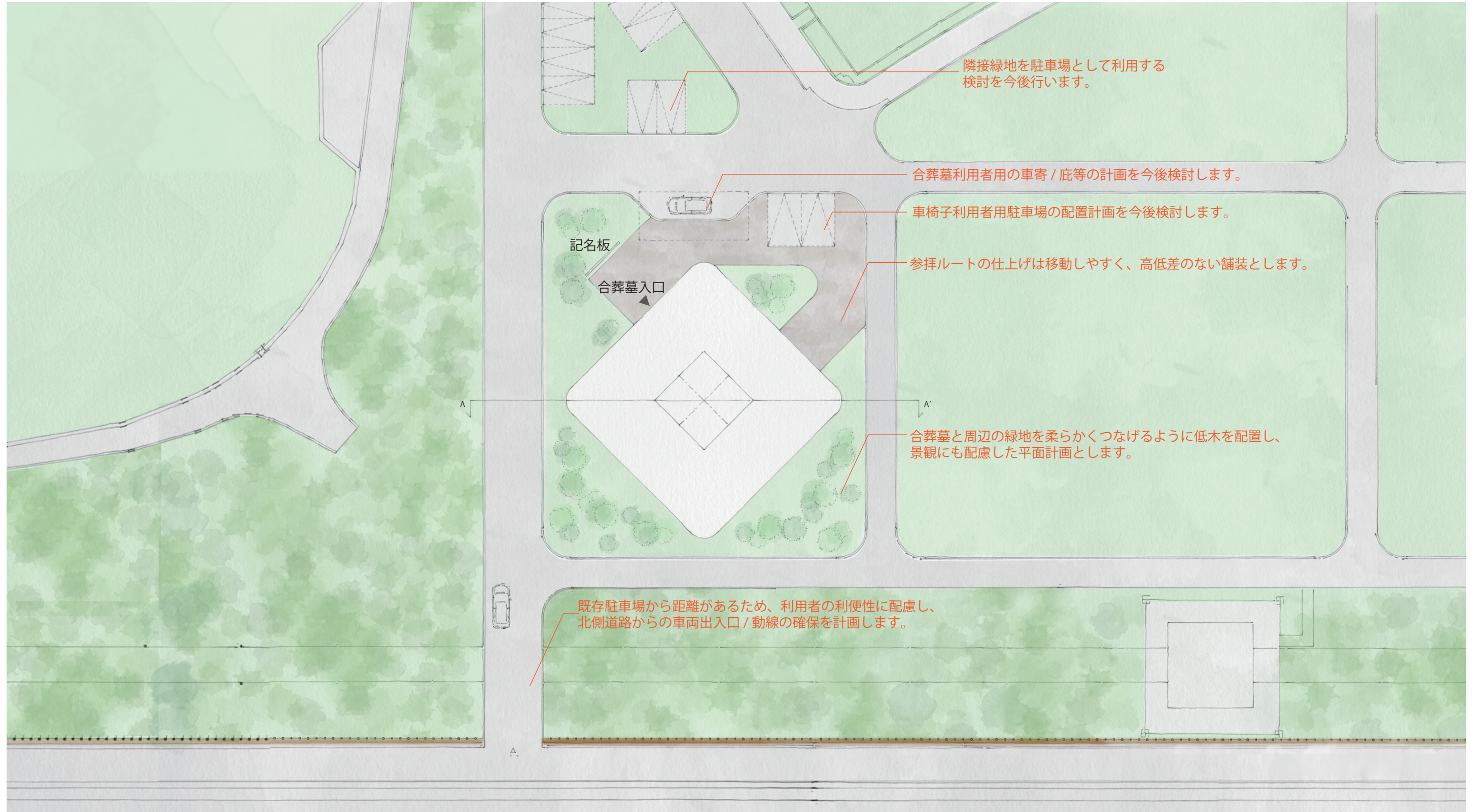
▲合葬墓 参拝スペース内観 (パターン1：天井開口の位置が中庭の中心)

※参拝スペースの開口位置や設えは今後の議論を踏まえ決定します

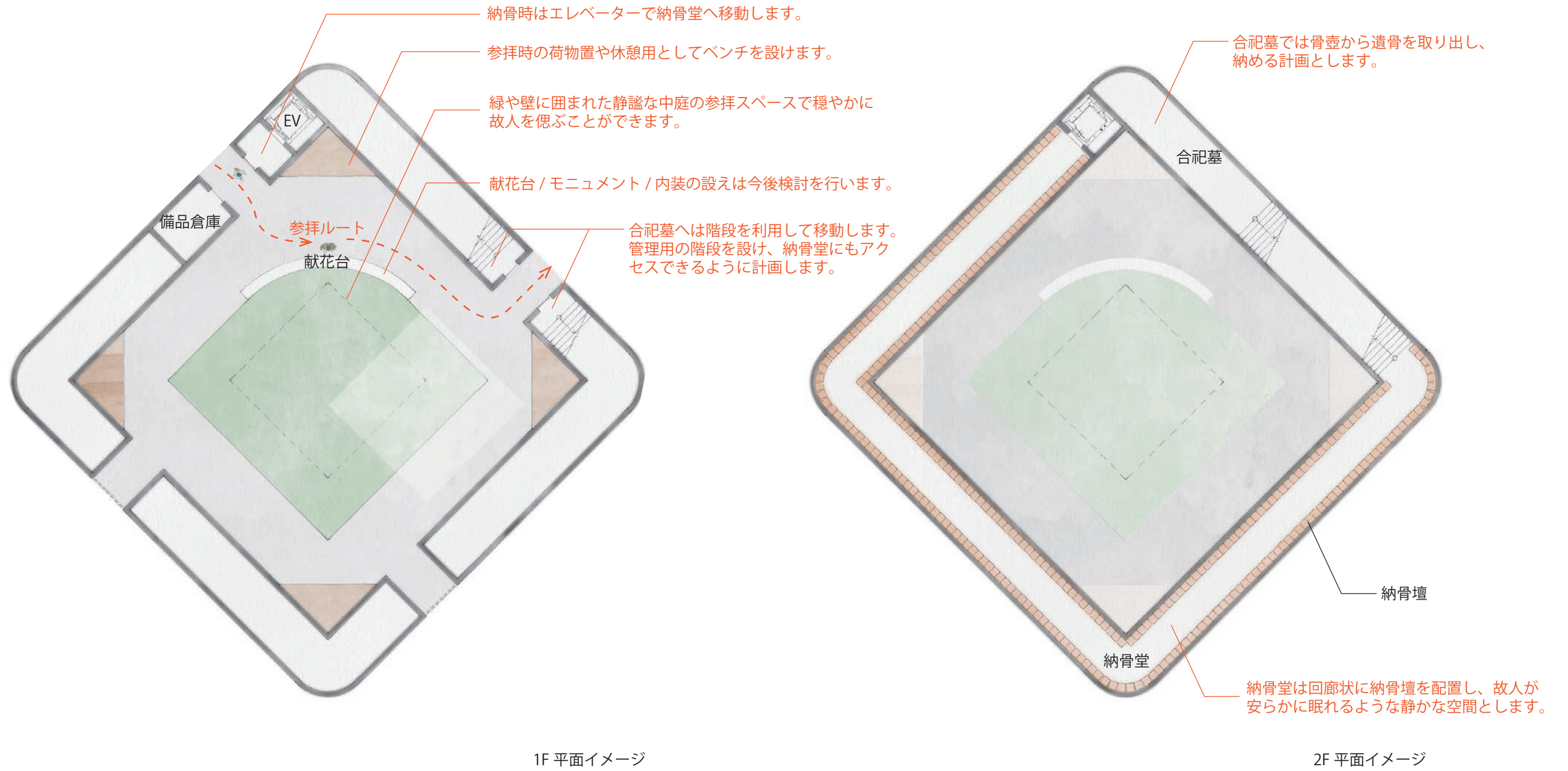


▲合葬墓 参拝スペース内観 (パターン2：天井開口の位置が中庭の端)

3. 配置イメージ



3. 平面イメージ



3. 断面イメージ

納骨堂と合祀墓は結露、湿気対策として地上より高い位置に計画します。

中庭天井の開口は空や光、風等の周辺の自然環境を取り入れます。

参拝時の荷物置や休憩用としてベンチを設けます。



A-A' 断面イメージ

4. 予算計画書

	工種	数量	単位	金額	備考
1	各種委託費	1	式	34,100,000	建築設計監理、開発許可申請、外構整備設計監理、地盤調査費など
2	外構整備工事費	1	式	20,300,000	進入路、駐車場、消防水利整備など
3	建築工事費	1	式	136,000,000	建築本体工事、設備工事、地盤補強工事、外構工事(区画内)など
4	工作物工事費	1	式	8,000,000	献花台、記名板など
5	什器整備費	1	式	20,000,000	納骨壇など
	小計			218,400,000	
	消費税相当額			21,840,000	10%
					※各種申請料(確認申請料、開発許可申請料等)、区画近傍への電気引込工事等は除く
	合計			240,240,000	

第4章 検討計画案

【普通墓 / 公園墓地松濤園】

1. コンセプト

様々な世代の市民の利用が想定されることから、バリアフリーの誰にとっても使いやすく管理しやすい墓地エリアとして整備を行います。

2. 配置イメージ



- ・普通墓区画は概算で和風墓地が67区画、洋風墓地が112区画の設置計画が可能と考えられます。この概算に基づき、区画提供が可能ないように整備を行います。
- ・東屋や園路、トイレ等全体的に老朽化が進んでいることから、利用者の利便性を十分に考慮し、ゆったりとお墓参りができる環境を整えます。

第4章 検討計画案

3. 予算計画案

○公園墓地松濤園 各種概算見積

	工種	数量	単位	金額	備考
1	公園墓地松濤園拡張整備工事 設計監理業務委託	1	式	6,226,000	
2	公園墓地松濤園拡張整備工事	1	式	57,620,000	
3	地質調査業務委託	1	式	2,500,000	
4	外構整備工事	1	式	35,000,000	
5	外構整備工事 設計監理業務委託	1	式	2,500,000	
	小計			103,846,000	
	消費税 相当額			10,384,600	
	合計			114,230,600	

第5章 整備スケジュール

第5章 整備スケジュール

少子高齢化や核家族化は本市においても既に直面している状態です。今後この社会情勢が続けば墓地行政が抱える課題が膨大化する恐れがあり、将来の墓地需要の結果までを踏まえるとより迅速な対応が必要です。これまでに述べたように、合葬墓の整備はこれらの課題に直接的に効果のある対策といえることから、適切な墓地の供給を行い安心して利用できるような墓地環境を整えるため、海浜公園墓地については下記の整備計画を定め、住民ニーズに対応できる墓地整備に努めます。

また、公園墓地松濤園については、海浜公園墓地と同じく墓地需要予測の結果を踏まえて普通墓の新規区画拡張整備を迅速に行う必要があります。公園墓地松濤園は建設されてから40年以上が経過しており、東屋やトイレなどの建築物以外にも園路など墓地全体の老朽化が散見されます。そのため、大規模な改修となりますが、利便性や海が近いなどの立地条件、墓地としての景観などの様々な視点を十分に考慮した包括的な改修計画が必要となるため、慎重に協議を行い適切な墓地環境の提供に努めます。

【合葬墓 / 海浜公園墓地】

令和3年度：開発許可申請 / 外構整備設計 / 外構整備工事 / 地盤調査 / 建築基本実施設計

令和4年度：建築工事他各種工事

令和5年度：供用開始

【普通墓 / 公園墓地松濤園】

令和3年度：整備計画開始